

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)

に関するガイドラインの改訂

改正の狙い

- ・国土交通省通知(技術的助言)に関する告示の改正への対応
- ・審査基準における「浴室」について旅館業法解釈と整合性の確保

概要

1. 国土交通省通知(技術的助言)への適合性チェックシートを改訂
国土交通省通知(技術的助言)が参照する告示の改正(※1)がなされたことから、適合性チェックシートを改訂
非常用照明の設置を要しない場合が拡充
2. 審査基準における「浴室」の解釈を改訂
 - (1) 旅館業法改正(※2)に伴い浴槽設置が「浴室」の要件から削除
 - (2) 特区民泊は旅館業法の特例制度であることから、旅館業法と同様に浴槽を「浴室」の要件から削除(※3)

※1:平成30年3月29日施行

※2:平成30年6月15日施行

※3:平成30年6月15日施行